

5月10日朝10時より、マイナンバー問題について市役所と懇談しました。民商、新日本婦人の会、生活と健康を守る会、吹田社会保障推進協議会の代表17名が参加しました。市役所からは情報政策室、企画財政室、市民課、債権管理室、納税課が対応していただきました。

「個人番号の提示や記載は

国民の義務とまでは言えない」

「市役所はお願いする立場である」とを明言

懇談の中で明らかになったのは、法律で提示や記載を「義務」と記しているのは税法と雇用保険法のみであり、それさえも提示・記載がなくても受理していることです。当初、提示・記載がない場合は「説得する」としていましたが、義務でないものを説得するのは間違いであり、市役所は「お願い」する立場であることを相互に確認しました。最近の事例で、市役所で番号提示を断っているのに、ほぼ強制的に提示・記載された事例を紹介すると研修等で徹底していくと回答しました。



トラブルやシステム障害の事実を市民に公開を

「マイナンバーカード交付の際に利用している地方公共団体システムが管理するカード交付システムにおいて、1月、2月に複数回の障害が発生したとの報告をうけている。」との文書回答に対して、その事実をつかんだ場合は、「機構」まかせではなく吹田市としても公表するべきではないかと指摘しましたが、そうするとは明言しませんでした。（機構はHPで公表）しかし、吹田市独自のシステム等の障害があれば公表することになっていると回答しました。また、「この間のシステム障害やトラブル対応に関して、必要なことは記録しています。」と文書回答しています。

非正規職員、アウトソーシングされた職員が

関わる事実判明

吹田市役所の職員の約4割が非正規職員です。住民の皆さんから個人番号を提示・記載を受ける部署は広範囲に及びます。マイナンバーカードの交付ではアウトソーシングされた職員もかかわっていることもわかりました。「十分な教育をしています」との回答がありましたが、これほど重要な事務は本来正規職員が行うべきです。個人情報に係る大切な仕事を任せているわけだから待遇も同じにするべきだと強く求めました。

債権管理室も

大阪府域地方税徴収機構はマイナンバーなし

債権管理室では、来年7月からの情報連携による具体的

な計画等は現在ございません。と回答がありました。徴収機構からは、個人情報の取り扱いについては、「業務において特定個人情報の収集、利用または提供は行わないこととする」となっています。と回答がありました。

通知カードの受け取り拒否や

マイナンバーカードの交付件数は

3月31日現在で通知カードの受け取り拒否は88通、返戻分のうち市役所保管分6843通です。マイナンバーカードの申請受付件数は31779件、カード交付件数9233件です。

マイナンバーの危険性を認識した対応を強く要望

この日の懇談で最も強く要望したのは、マイナンバー法の危険性を認識して対応してほしいということです。政府も認めているように、情報漏えい、成りすまし、プライバシーの侵害の危険性が常にあります。これらはどのような対策をとっても防げるものではありません。そのことを自覚してほしいと求めました。

伝言板

民商事務所の

外壁工事が始まりました

5月10日から足場を組んでの外壁工事が始まりました。来所される会員さんにはご迷惑をおかけしますが、宜しくお願いします。

無料法律相談

5月19日（木）昼1時 民商事務所
事前に予約が必要です。



戦争法署名宣伝行動

5月19日（木）夕5時 JR岸辺駅南側

吹田市起業家交流会 at 阪急吹田

6月8日（水）夜6時30分
メイシアターレセプションホール
市内で事業を営んでいるか企業を考えている方が対象
6月3日までに申しこみが必要です。

企業のホームページ開設を支援

自社のホームページの新設を市に登録する作成事業者に委託する場合、5万円を上限に作成委託費用の2分の1を補助します。6月に開催されるセミナーの受講が必要
5月9日から6月17日までに所定の用紙を地域経済振興室へ提出します。

（市報すいたより2016年5月号より）

会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までに集めましょう

商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう